

電放安第 45 号

令和 2 年 8 月 31 日

原子力規制委員会 殿

所在地 広島県広島市中区小町 4 番 33 号

申請者名 中国電力株式会社

代表者 代表取締役社長執行役員 清水 希 茂

島根原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について

令和 2 年 6 月 2 日付け、電放安第 20 号をもって申請しました島根原子力
発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書を下記のとおり一部補正いたしま
す。

記

島根原子力発電所 1 号炉廃止措置計画変更認可申請書の本文及び添付書類
を別添のとおり補正する。

別添

島根原子力発電所 1 号炉 廃止措置計画変更認可申請書
(令和 2 年 6 月 2 日 電放安第 20 号) 補正前後比較表

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
8	六 1. 性能維持施設	<p>1. 性能維持施設</p> <p>廃止措置を安全に進めるうえで、<u>放射性廃棄物</u>を内包する系統及び機器を収納する建物等、廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。</p> <p>性能維持施設に係る必要な機能及び性能並びに維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</p>	<p>1. 性能維持施設</p> <p>廃止措置を安全に進めるうえで、<u>放射性物質</u>を内包する系統及び機器を収納する建物等、廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（以下「性能維持施設」という。）を廃止措置の進捗に応じて維持管理していく。</p> <p>性能維持施設に係る必要な機能及び性能並びに維持期間についての基本的な考え方を以下に示す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																														
12	六 第6-1表 性能維持施設	<p>第6-1表 性能維持施設(3/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> <th>既許認可どおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱い及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む)</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料が臨界に達するような変形等がない状態であること</td> <td>1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料プール(貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プールの漏えいを監視する設備を含む)</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能</td> <td>新燃料及び使用済燃料が臨界に達するような変形等がない状態であること 燃料プールの水位が計測でき、警報設定値において警報が発生すること 燃料プールの漏えいを監視する設備が使用できる状態であること</td> <td>1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ろ過脱塩装置</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>冷却浄化機能 燃料プール水補給機能</td> <td>燃料プールの冷却が可能ない状態であること 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に燃料プール水をろ過できる状態であること</td> <td>1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料プール冷却系</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>熱交換器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	既許認可どおり	核燃料物質の取扱い及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む)	1式	既許認可どおり	臨界防止機能	新燃料が臨界に達するような変形等がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	燃料プール(貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プールの漏えいを監視する設備を含む)	1式	既許認可どおり	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	新燃料及び使用済燃料が臨界に達するような変形等がない状態であること 燃料プールの水位が計測でき、警報設定値において警報が発生すること 燃料プールの漏えいを監視する設備が使用できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	ろ過脱塩装置	1基	既許認可どおり	冷却浄化機能 燃料プール水補給機能	燃料プールの冷却が可能ない状態であること 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に燃料プール水をろ過できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで			燃料プール冷却系	1台	既許認可どおり						熱交換器	1基	既許認可どおり				<p>第6-1表 性能維持施設(3/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> <th>既許認可どおり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">核燃料物質の取扱い及び貯蔵施設</td> <td rowspan="3">核燃料物質貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む)</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料が臨界に達するような変形等がない状態であること</td> <td>1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>燃料プール(貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プールの漏えいを監視する設備を含む)</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td>臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能</td> <td>新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等がない状態であること 燃料プールの水位が計測でき、警報設定値において警報が発生すること 燃料プールの漏えいを監視する設備が使用できる状態であること</td> <td>1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>ろ過脱塩装置</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>冷却浄化機能 燃料プール水補給機能</td> <td>燃料プールの冷却が可能ない状態であること 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に燃料プール水をろ過できる状態であること</td> <td>1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>燃料プール冷却系</td> <td>1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>熱交換器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	既許認可どおり	核燃料物質の取扱い及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む)	1式	既許認可どおり	臨界防止機能	新燃料が臨界に達するような変形等がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで	燃料プール(貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プールの漏えいを監視する設備を含む)	1式	既許認可どおり	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等がない状態であること 燃料プールの水位が計測でき、警報設定値において警報が発生すること 燃料プールの漏えいを監視する設備が使用できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	ろ過脱塩装置	1基	既許認可どおり	冷却浄化機能 燃料プール水補給機能	燃料プールの冷却が可能ない状態であること 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に燃料プール水をろ過できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで			燃料プール冷却系	1台	既許認可どおり						熱交換器	1基	既許認可どおり				<p>・記載の適正化 (新燃料貯蔵庫及び燃料プールの性能については、性能維持施設そのものに有意な損傷がない状態であることを明確化)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																											
		設備(建物)名称	維持台数	既許認可どおり																																																																																														
核燃料物質の取扱い及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む)	1式	既許認可どおり	臨界防止機能	新燃料が臨界に達するような変形等がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで																																																																																											
		燃料プール(貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プールの漏えいを監視する設備を含む)	1式	既許認可どおり	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	新燃料及び使用済燃料が臨界に達するような変形等がない状態であること 燃料プールの水位が計測でき、警報設定値において警報が発生すること 燃料プールの漏えいを監視する設備が使用できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																											
		ろ過脱塩装置	1基	既許認可どおり	冷却浄化機能 燃料プール水補給機能	燃料プールの冷却が可能ない状態であること 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に燃料プール水をろ過できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																											
		燃料プール冷却系	1台	既許認可どおり																																																																																														
		熱交換器	1基	既許認可どおり																																																																																														
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																											
		設備(建物)名称	維持台数	既許認可どおり																																																																																														
核燃料物質の取扱い及び貯蔵施設	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵庫(新燃料貯蔵ラックを含む)	1式	既許認可どおり	臨界防止機能	新燃料が臨界に達するような変形等がない状態であること	1号炉に貯蔵している新燃料の搬出が完了するまで																																																																																											
		燃料プール(貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プールの漏えいを監視する設備を含む)	1式	既許認可どおり	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等がない状態であること 燃料プールの水位が計測でき、警報設定値において警報が発生すること 燃料プールの漏えいを監視する設備が使用できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																											
		ろ過脱塩装置	1基	既許認可どおり	冷却浄化機能 燃料プール水補給機能	燃料プールの冷却が可能ない状態であること 使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に燃料プール水をろ過できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																											
		燃料プール冷却系	1台	既許認可どおり																																																																																														
		熱交換器	1基	既許認可どおり																																																																																														

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																										
13	六 第6-1表 性能維持施設	<p>第6-1表 性能維持施設(4/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">1次冷却設備</td> <td rowspan="3">復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む)</td> <td>熱交換器</td> <td>1基</td> <td rowspan="3">燃料プール水補給機能</td> <td rowspan="3">1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却系</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">その他の廃棄物の廃棄設備</td> <td>排気筒</td> <td>1基</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の放出に影響のない状態であること</td> <td rowspan="2">1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>タービン建物排気筒</td> <td>1基</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	1次冷却設備	復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む)	熱交換器	1基	燃料プール水補給機能	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却系	2台	海水ポンプ	2台	放射性廃棄物の廃棄施設	その他の廃棄物の廃棄設備	排気筒	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響のない状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	タービン建物排気筒	1基	<p>第6-1表 性能維持施設(4/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="3">1次冷却設備</td> <td rowspan="3">復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む)</td> <td>熱交換器</td> <td>1基</td> <td rowspan="3">燃料プール水補給機能</td> <td rowspan="3">1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却系</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>海水ポンプ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">その他の廃棄物の廃棄設備</td> <td>排気筒</td> <td>1基</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物の放出に影響のない状態であること</td> <td rowspan="2">1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>タービン建物排気筒</td> <td>1基</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	1次冷却設備	復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む)	熱交換器	1基	燃料プール水補給機能	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	原子炉補機冷却系	2台	海水ポンプ	2台	放射性廃棄物の廃棄施設	その他の廃棄物の廃棄設備	排気筒	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響のない状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	タービン建物排気筒	1基	<p>・記載の適正化 (原子炉補機冷却系の性能については、供給先を限定した記載を見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																				
		設備(建物)名称	維持台数																																																											
放射性廃棄物の廃棄施設	1次冷却設備	復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む)	熱交換器	1基	燃料プール水補給機能	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																								
			原子炉補機冷却系	2台																																																										
			海水ポンプ	2台																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	その他の廃棄物の廃棄設備	排気筒	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響のない状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																								
		タービン建物排気筒	1基																																																											
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																								
		設備(建物)名称	維持台数																																																											
放射性廃棄物の廃棄施設	1次冷却設備	復水貯蔵タンク(補給水ラインを含む)	熱交換器	1基	燃料プール水補給機能	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																								
			原子炉補機冷却系	2台																																																										
			海水ポンプ	2台																																																										
放射性廃棄物の廃棄施設	その他の廃棄物の廃棄設備	排気筒	1基	放射性廃棄物処理機能	放射性気体廃棄物の放出に影響のない状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																								
		タービン建物排気筒	1基																																																											

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																																														
14	六 第6-1表 性能維持施設	<p>第6-1表 性能維持施設(5/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="6">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="6">機器ドレン系 (1号炉建物内 (1号及び2号 炉共用))</td> <td>廃液コレクタ・タンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等のある状態であること</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃液サンプ・タンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液サージ・タンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィルタ</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱塩器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床ドレン・コレクタ・タンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)</td> <td>廃液中和タンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等のある状態であること</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>床ドレン・サンプリング・タンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィルタ</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱塩器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮器</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性液体廃棄物を処理できる状態であること</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系 (1号炉建物内 (1号及び2号 炉共用))	廃液コレクタ・タンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等のある状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	廃液サンプ・タンク	2基	既許認可どおり				廃液サージ・タンク	1基	既許認可どおり				フィルタ	1基	既許認可どおり				脱塩器	1基	既許認可どおり				床ドレン・コレクタ・タンク	1基	既許認可どおり				床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)	廃液中和タンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等のある状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	床ドレン・サンプリング・タンク	2基	既許認可どおり				フィルタ	1基	既許認可どおり				脱塩器	1基	既許認可どおり				濃縮器	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで							<p>第6-1表 性能維持施設(5/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="6">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="6">機器ドレン系 (1号炉建物内 (1号及び2号 炉共用))</td> <td>廃液コレクタ・タンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等のある状態であること</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>廃液サンプ・タンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃液サージ・タンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィルタ</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱塩器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床ドレン・コレクタ・タンク</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)</td> <td>廃液中和タンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等のある状態であること</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>床ドレン・サンプリング・タンク</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>フィルタ</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>脱塩器</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃縮器</td> <td>2基</td> <td>既許認可どおり</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系 (1号炉建物内 (1号及び2号 炉共用))	廃液コレクタ・タンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等のある状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	廃液サンプ・タンク	2基	既許認可どおり				廃液サージ・タンク	1基	既許認可どおり				フィルタ	1基	既許認可どおり				脱塩器	1基	既許認可どおり				床ドレン・コレクタ・タンク	1基	既許認可どおり				床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)	廃液中和タンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等のある状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	床ドレン・サンプリング・タンク	2基	既許認可どおり				フィルタ	1基	既許認可どおり				脱塩器	1基	既許認可どおり				濃縮器	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで							<p>・記載の適正化</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																																																																											
		設備(建物)名称	維持台数	維持台数																																																																																																																																																																														
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系 (1号炉建物内 (1号及び2号 炉共用))	廃液コレクタ・タンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等のある状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																										
			廃液サンプ・タンク	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																													
			廃液サージ・タンク	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																													
			フィルタ	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																													
			脱塩器	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																													
			床ドレン・コレクタ・タンク	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																													
	床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)	廃液中和タンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等のある状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																											
		床ドレン・サンプリング・タンク	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																														
		フィルタ	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																														
		脱塩器	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																														
		濃縮器	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理できる状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																											
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																																																																											
		設備(建物)名称	維持台数	維持台数																																																																																																																																																																														
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	機器ドレン系 (1号炉建物内 (1号及び2号 炉共用))	廃液コレクタ・タンク	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等のある状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																										
			廃液サンプ・タンク	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																													
			廃液サージ・タンク	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																													
			フィルタ	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																													
			脱塩器	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																													
			床ドレン・コレクタ・タンク	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																													
	床ドレン・再生廃液系(1号及び2号炉共用)	廃液中和タンク	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等のある状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																											
		床ドレン・サンプリング・タンク	2基	既許認可どおり																																																																																																																																																																														
		フィルタ	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																														
		脱塩器	1基	既許認可どおり																																																																																																																																																																														
		濃縮器	2基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																											

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																																				
15	六 第6-1表 性能維持施設	<p>第6-1表 性能維持施設(6/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>シヤワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)</td> <td>シヤワ・ドレンタンク</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ろ過器</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)</td> <td colspan="3">1式</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>3基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">廃樹脂タンク</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">フィルタ・スラッジ貯蔵タンク</td> <td>2基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">フィルタ・スラッジ・サージ・タンク</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">復水スラッジ分離タンク</td> <td>2基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性固体廃棄物を処理できる状態であること</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	シヤワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)	シヤワ・ドレンタンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで		ろ過器	1基				固体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)	1式			放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	濃縮廃液貯蔵タンク			3基				廃樹脂タンク			2基	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク			2基				フィルタ・スラッジ・サージ・タンク			1基				復水スラッジ分離タンク			2基				減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))			1基	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理できる状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで								<p>第6-1表 性能維持施設(6/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">放射性廃棄物の廃棄施設</td> <td rowspan="2">液体廃棄物の廃棄設備</td> <td>シヤワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)</td> <td>シヤワ・ドレンタンク</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ろ過器</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="8">固体廃棄物の廃棄設備</td> <td rowspan="2">復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)</td> <td colspan="3">1式</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">濃縮廃液貯蔵タンク</td> <td>3基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">廃樹脂タンク</td> <td>2基</td> <td>放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td colspan="3">フィルタ・スラッジ貯蔵タンク</td> <td>2基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">フィルタ・スラッジ・サージ・タンク</td> <td>1基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">復水スラッジ分離タンク</td> <td>2基</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))</td> <td>1基</td> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること</td> <td>放射性固体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	維持台数	放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	シヤワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)	シヤワ・ドレンタンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで		ろ過器	1基				固体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)	1式			放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	濃縮廃液貯蔵タンク			3基				廃樹脂タンク			2基	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク			2基				フィルタ・スラッジ・サージ・タンク			1基				復水スラッジ分離タンク			2基				減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))			1基	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで								<p>・記載の適正化</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																																																																	
		設備(建物)名称	維持台数	維持台数																																																																																																																																																																				
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	シヤワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)	シヤワ・ドレンタンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																	
			ろ過器	1基																																																																																																																																																																				
	固体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)	1式			放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																
			濃縮廃液貯蔵タンク			3基																																																																																																																																																																		
		廃樹脂タンク			2基	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																
		フィルタ・スラッジ貯蔵タンク			2基																																																																																																																																																																			
		フィルタ・スラッジ・サージ・タンク			1基																																																																																																																																																																			
		復水スラッジ分離タンク			2基																																																																																																																																																																			
		減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))			1基	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理できる状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																																																																																	
		設備(建物)名称	維持台数	維持台数																																																																																																																																																																				
放射性廃棄物の廃棄施設	液体廃棄物の廃棄設備	シヤワ・ドレン系(1号及び2号炉共用)	シヤワ・ドレンタンク	2基	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																	
			ろ過器	1基																																																																																																																																																																				
	固体廃棄物の廃棄設備	復水器冷却水放水口(1号及び2号炉共用)	1式			放射性廃棄物処理機能	放射性液体廃棄物の放出に影響するようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																
			濃縮廃液貯蔵タンク			3基																																																																																																																																																																		
		廃樹脂タンク			2基	放射性廃棄物貯蔵機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																
		フィルタ・スラッジ貯蔵タンク			2基																																																																																																																																																																			
		フィルタ・スラッジ・サージ・タンク			1基																																																																																																																																																																			
		復水スラッジ分離タンク			2基																																																																																																																																																																			
		減容機(1号炉建物内(1号及び2号炉共用))			1基	放射性廃棄物処理機能	放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること	放射性固体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																																																																																

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																						
16	六 第6-1表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設(7/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td rowspan="2">エリア・モニタ (核燃料物質貯蔵設備エリア, 原子炉補機冷却系エリア, 放射性廃棄物の廃棄設備エリア)</td> <td>11個</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態において警報が発信すること</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>1個</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>放射線監視機能 放射線管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>1個</td> <td>排気筒モニタ タービン建物排気筒モニタ</td> <td>放射線監視機能 放射線管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>1個</td> <td>排水モニタ</td> <td>放射線監視機能 放射線管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること</td> <td>原子炉補機冷却系の供用が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>1個</td> <td>排水のサンプリングモニタ</td> <td>放射線監視機能 放射線管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること</td> <td>原子炉補機冷却系の供用が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>プロセス水モニタ(原子炉補機冷却系の熱交換器出口(海水側))</td> <td>1個</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること</td> <td>原子炉補機冷却系の供用が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ (核燃料物質貯蔵設備エリア, 原子炉補機冷却系エリア, 放射性廃棄物の廃棄設備エリア)	11個	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態において警報が発信すること	関連する設備の供用が終了するまで	1個	排気筒モニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	1個	排気筒モニタ タービン建物排気筒モニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	1個	排水モニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	原子炉補機冷却系の供用が完了するまで	1個	排水のサンプリングモニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	原子炉補機冷却系の供用が完了するまで		屋外管理用の主要な設備	プロセス水モニタ(原子炉補機冷却系の熱交換器出口(海水側))	1個	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	原子炉補機冷却系の供用が完了するまで	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設(7/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">放射線管理施設</td> <td rowspan="2">屋内管理用の主要な設備</td> <td rowspan="2">エリア・モニタ (核燃料物質貯蔵設備エリア, 原子炉補機冷却系エリア, 放射性廃棄物の廃棄設備エリア)</td> <td>11個</td> <td>放射線監視機能</td> <td>線量当量率を測定できる状態において警報が発信すること</td> <td>関連する設備の供用が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>1個</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>放射線監視機能 放射線管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること</td> <td>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>1個</td> <td>排気筒モニタ タービン建物排気筒モニタ</td> <td>放射線監視機能 放射線管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること</td> <td>放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>1個</td> <td>排水モニタ</td> <td>放射線監視機能 放射線管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること</td> <td>原子炉補機冷却系の供用が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>1個</td> <td>排水のサンプリングモニタ</td> <td>放射線監視機能 放射線管理機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること</td> <td>原子炉補機冷却系の供用が完了するまで</td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>プロセス水モニタ(原子炉補機冷却系の熱交換器出口(海水側))</td> <td>1個</td> <td>放射線監視機能</td> <td>放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること</td> <td>原子炉補機冷却系の供用が完了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ (核燃料物質貯蔵設備エリア, 原子炉補機冷却系エリア, 放射性廃棄物の廃棄設備エリア)	11個	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態において警報が発信すること	関連する設備の供用が終了するまで	1個	排気筒モニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで	1個	排気筒モニタ タービン建物排気筒モニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	1個	排水モニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	原子炉補機冷却系の供用が完了するまで	1個	排水のサンプリングモニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	原子炉補機冷却系の供用が完了するまで		屋外管理用の主要な設備	プロセス水モニタ(原子炉補機冷却系の熱交換器出口(海水側))	1個	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	原子炉補機冷却系の供用が完了するまで	<p style="text-align: center;">・記載の適正化</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																																
		設備(建物)名称	維持台数																																																																																							
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ (核燃料物質貯蔵設備エリア, 原子炉補機冷却系エリア, 放射性廃棄物の廃棄設備エリア)	11個	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態において警報が発信すること	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																				
			1個	排気筒モニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																			
	1個	排気筒モニタ タービン建物排気筒モニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																					
	1個	排水モニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	原子炉補機冷却系の供用が完了するまで																																																																																					
	1個	排水のサンプリングモニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	原子炉補機冷却系の供用が完了するまで																																																																																					
	屋外管理用の主要な設備	プロセス水モニタ(原子炉補機冷却系の熱交換器出口(海水側))	1個	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	原子炉補機冷却系の供用が完了するまで																																																																																				
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																				
		設備(建物)名称	維持台数																																																																																							
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	エリア・モニタ (核燃料物質貯蔵設備エリア, 原子炉補機冷却系エリア, 放射性廃棄物の廃棄設備エリア)	11個	放射線監視機能	線量当量率を測定できる状態において警報が発信すること	関連する設備の供用が終了するまで																																																																																				
			1個	排気筒モニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	放射性気体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																			
	1個	排気筒モニタ タービン建物排気筒モニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																					
	1個	排水モニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	原子炉補機冷却系の供用が完了するまで																																																																																					
	1個	排水のサンプリングモニタ	放射線監視機能 放射線管理機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	原子炉補機冷却系の供用が完了するまで																																																																																					
	屋外管理用の主要な設備	プロセス水モニタ(原子炉補機冷却系の熱交換器出口(海水側))	1個	放射線監視機能	放射性物質の濃度を測定できる状態において警報が発信すること	原子炉補機冷却系の供用が完了するまで																																																																																				

注) 下線は補正箇所を示すものであり, 補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																				
17	六 第6-1表 性能維持施設	<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設(8/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納施設</td> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>原子炉建物</td> <td>1式</td> <td>放射線物質漏えい防止機能(事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く)</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするようない状態であること</td> <td>管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="2">管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>フィルタ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>1組</td> <td>電源供給機能(自動起動及び自動給電機能は除く)</td> <td>性能維持施設(燃料プール冷却系ポンプ、原子炉補機冷却系ポンプ及び海水ポンプ)へ電源を供給できる状態であること</td> <td>1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>蓄電池(所内用)</td> <td>2組</td> <td>電源供給機能</td> <td>性能維持施設(ディーゼル発電機)へ電源を供給できる状態であること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建物	1式	放射線物質漏えい防止機能(事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く)	外部へ放射線物質が漏えいするようない状態であること	管理区域解除まで	給気ファン	1台	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域解除まで	排気ファン	1台			フィルタ	2個				その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1組	電源供給機能(自動起動及び自動給電機能は除く)	性能維持施設(燃料プール冷却系ポンプ、原子炉補機冷却系ポンプ及び海水ポンプ)へ電源を供給できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	蓄電池(所内用)	2組	電源供給機能	性能維持施設(ディーゼル発電機)へ電源を供給できる状態であること		<p style="text-align: center;">第6-1表 性能維持施設(8/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="2">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">原子炉格納施設</td> <td rowspan="3">その他の主要な事項</td> <td>原子炉建物</td> <td>1式</td> <td>放射線物質漏えい防止機能(事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く)</td> <td>外部へ放射線物質が漏えいするようない状態であること</td> <td>管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">放射線障害を防止するため必要な換気量が確保できる状態であること</td> <td rowspan="2">管理区域解除まで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>フィルタ</td> <td>2個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">非常用電源設備</td> <td>ディーゼル発電機</td> <td>1組</td> <td>電源供給機能(自動起動及び自動給電機能は除く)</td> <td>非常用交流高圧電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</td> <td>1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>蓄電池(所内用)</td> <td>2組</td> <td>電源供給機能</td> <td>直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建物	1式	放射線物質漏えい防止機能(事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く)	外部へ放射線物質が漏えいするようない状態であること	管理区域解除まで	給気ファン	1台	換気機能	放射線障害を防止するため必要な換気量が確保できる状態であること	管理区域解除まで	排気ファン	1台			フィルタ	2個				その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1組	電源供給機能(自動起動及び自動給電機能は除く)	非常用交流高圧電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで	蓄電池(所内用)	2組	電源供給機能	直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること		<p>・記載の適正化 (換気系の性能については、フィルタを含めた換気系としての性能に見直し) (ディーゼル発電機及び蓄電池(所内用)の性能については、供給先を限定した記載を見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能				維持期間																																																																														
		設備(建物)名称	維持台数																																																																																					
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建物	1式	放射線物質漏えい防止機能(事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く)	外部へ放射線物質が漏えいするようない状態であること	管理区域解除まで																																																																																		
		給気ファン	1台	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	管理区域解除まで																																																																																		
		排気ファン	1台																																																																																					
		フィルタ	2個																																																																																					
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1組	電源供給機能(自動起動及び自動給電機能は除く)	性能維持施設(燃料プール冷却系ポンプ、原子炉補機冷却系ポンプ及び海水ポンプ)へ電源を供給できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																		
		蓄電池(所内用)	2組	電源供給機能	性能維持施設(ディーゼル発電機)へ電源を供給できる状態であること																																																																																			
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備		機能	性能	維持期間																																																																																		
		設備(建物)名称	維持台数																																																																																					
原子炉格納施設	その他の主要な事項	原子炉建物	1式	放射線物質漏えい防止機能(事故時における非常用ガス処理系による気密性は除く)	外部へ放射線物質が漏えいするようない状態であること	管理区域解除まで																																																																																		
		給気ファン	1台	換気機能	放射線障害を防止するため必要な換気量が確保できる状態であること	管理区域解除まで																																																																																		
		排気ファン	1台																																																																																					
		フィルタ	2個																																																																																					
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	ディーゼル発電機	1組	電源供給機能(自動起動及び自動給電機能は除く)	非常用交流高圧電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること	1号炉に貯蔵している使用済燃料の搬出が完了するまで																																																																																		
		蓄電池(所内用)	2組	電源供給機能	直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること																																																																																			

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																
18	六 第6-1表 性能維持施設	<p>第6-1表 性能維持施設 (9/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">サージタンク (補助サージ・タンク)</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物処理建物</td> <td rowspan="2">タービン建物</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">放射線遮蔽機能 放射線遮蔽機能</td> <td rowspan="2">外部へ放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="2">各建物の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他主要施設</td> <td rowspan="6">発電所補助設備</td> <td rowspan="2">タービン建物 換気系</td> <td>給気ファン 1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="2">各建物の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン 1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物処理建物 換気系</td> <td>フィルタ 2個</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="2">各建物の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン 1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物処理建物 換気系</td> <td>排気ファン 1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="2">各建物の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>フィルタ 2個</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	維持台数	その他原子炉の附属施設	その他原子炉の附属施設	サージタンク (補助サージ・タンク)	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	1式	既許認可どおり	廃棄物処理建物	タービン建物	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能 放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで	1式	既許認可どおり	その他主要施設	発電所補助設備	タービン建物 換気系	給気ファン 1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで	排気ファン 1台	既許認可どおり	廃棄物処理建物 換気系	フィルタ 2個	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで	給気ファン 1台	既許認可どおり	廃棄物処理建物 換気系	排気ファン 1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで	フィルタ 2個	既許認可どおり	<p>第6-1表 性能維持施設 (9/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設区分</th> <th rowspan="2">設備等の区分</th> <th colspan="3">位置、構造及び設備</th> <th rowspan="2">機能</th> <th rowspan="2">性能</th> <th rowspan="2">維持期間</th> </tr> <tr> <th>設備(建物)名称</th> <th>維持台数</th> <th>維持台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">その他原子炉の附属施設</td> <td rowspan="2">サージタンク (補助サージ・タンク)</td> <td>1基</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">放射性廃棄物処理機能</td> <td rowspan="2">内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物の処理が完了するまで</td> </tr> <tr> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物処理建物</td> <td rowspan="2">タービン建物</td> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">放射線遮蔽機能 放射線遮蔽機能</td> <td rowspan="2">外部へ放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること</td> <td rowspan="2">各建物の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>1式</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">その他主要施設</td> <td rowspan="6">発電所補助設備</td> <td rowspan="2">タービン建物 換気系</td> <td>給気ファン 1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="2">各建物の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>排気ファン 1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物処理建物 換気系</td> <td>フィルタ 2個</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="2">各建物の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>給気ファン 1台</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物処理建物 換気系</td> <td>排気ファン 1台</td> <td>既許認可どおり</td> <td rowspan="2">換気機能</td> <td rowspan="2">給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること</td> <td rowspan="2">各建物の管理区域を解除するまで</td> </tr> <tr> <td>フィルタ 2個</td> <td>既許認可どおり</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間	設備(建物)名称	維持台数	維持台数	その他原子炉の附属施設	その他原子炉の附属施設	サージタンク (補助サージ・タンク)	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで	1式	既許認可どおり	廃棄物処理建物	タービン建物	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能 放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで	1式	既許認可どおり	その他主要施設	発電所補助設備	タービン建物 換気系	給気ファン 1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで	排気ファン 1台	既許認可どおり	廃棄物処理建物 換気系	フィルタ 2個	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで	給気ファン 1台	既許認可どおり	廃棄物処理建物 換気系	排気ファン 1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで	フィルタ 2個	既許認可どおり	<p>・記載の適正化 (換気系の性能については、フィルタを含めた換気系としての性能に見直し)</p>
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																													
		設備(建物)名称	維持台数	維持台数																																																																																																																
その他原子炉の附属施設	その他原子炉の附属施設	サージタンク (補助サージ・タンク)	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																													
			1式	既許認可どおり																																																																																																																
	廃棄物処理建物	タービン建物	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能 放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで																																																																																																													
			1式	既許認可どおり																																																																																																																
	その他主要施設	発電所補助設備	タービン建物 換気系	給気ファン 1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで																																																																																																												
				排気ファン 1台	既許認可どおり																																																																																																															
			廃棄物処理建物 換気系	フィルタ 2個	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで																																																																																																												
				給気ファン 1台	既許認可どおり																																																																																																															
			廃棄物処理建物 換気系	排気ファン 1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで																																																																																																												
				フィルタ 2個	既許認可どおり																																																																																																															
施設区分	設備等の区分	位置、構造及び設備			機能	性能	維持期間																																																																																																													
		設備(建物)名称	維持台数	維持台数																																																																																																																
その他原子炉の附属施設	その他原子炉の附属施設	サージタンク (補助サージ・タンク)	1基	既許認可どおり	放射性廃棄物処理機能	内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	放射性液体廃棄物の処理が完了するまで																																																																																																													
			1式	既許認可どおり																																																																																																																
	廃棄物処理建物	タービン建物	1式	既許認可どおり	放射線遮蔽機能 放射線遮蔽機能	外部へ放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること 放射線障害の防止に影響するようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで																																																																																																													
			1式	既許認可どおり																																																																																																																
	その他主要施設	発電所補助設備	タービン建物 換気系	給気ファン 1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで																																																																																																												
				排気ファン 1台	既許認可どおり																																																																																																															
			廃棄物処理建物 換気系	フィルタ 2個	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで																																																																																																												
				給気ファン 1台	既許認可どおり																																																																																																															
			廃棄物処理建物 換気系	排気ファン 1台	既許認可どおり	換気機能	給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること	各建物の管理区域を解除するまで																																																																																																												
				フィルタ 2個	既許認可どおり																																																																																																															

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
20	七 1. 性能維持施設 の位置, 構造 及び設備並び にその性能並 びにその性能 をすべき期間	<p>1. 性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能並びにその性能をすべき期間</p> <p>性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は, 第6-1表に示すとおりである。</p> <p>廃止措置の進捗に応じて, 第6-1表に示す性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間を変更する場合は, 廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>1. 性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能並びにその性能をすべき期間</p> <p>性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間は, 第6-1表に示すとおりである。</p> <p><u>第6-1表に示す性能維持施設は, 原子炉設置許可等を受けて設計・製作されたものであり, これを引き続き使用するため, その性能維持施設の仕様等として, 設置時の仕様及び廃止措置時に必要な台数を「位置, 構造及び設備」欄に示すとともに, 廃止措置段階において必要となる機能を「機能」欄に示す。</u></p> <p><u>この性能維持施設を維持管理し, 使用することを前提としていることから, 性能維持施設の性能として, 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」等を参考に, 廃止措置段階で求められる機能を維持するために必要となる状態を「性能」欄に示す。</u></p> <p>廃止措置の進捗に応じて, 第6-1表に示す性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間を変更する場合は, 廃止措置計画に反映し変更の認可を受ける。</p>	<p>・第6-1表の記載の考え方を追記</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり, 補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																								
6-1	添付書類六 1. 維持管理に関する内容	<p>添付書類六 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>1. 維持管理に関する内容 <u>廃止措置の段階に応じて性能維持施設に要求される機能を考慮した、性能維持施設が維持すべき性能及びその性能を維持すべき期間について以下に示す。</u></p> <p>(1) <u>建物及び構築物</u> <u>廃止措置では、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、外部への「放射性物質漏えい防止機能」を有する設備を維持する。また、周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける被ばくを低くするため、「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"><u>放射性物質漏えい防止機能</u></td> <td>原子炉建物</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建物</td> </tr> <tr> <td>タービン建物</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>放射線遮蔽機能</u></td> <td>原子炉容器の外側の遮蔽壁</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル外周の壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物外壁</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建物</td> </tr> <tr> <td>タービン建物</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、廃止措置段階では原子炉の運転を行わないこと及び燃料落下事故時において非常用ガス処理系を用いなくても環境に与える影響は小さ</u></p>	機能	性能維持施設	<u>放射性物質漏えい防止機能</u>	原子炉建物	廃棄物処理建物	タービン建物	<u>放射線遮蔽機能</u>	原子炉容器の外側の遮蔽壁	ドライウエル外周の壁	原子炉建物外壁	廃棄物処理建物	タービン建物	<p>添付書類六 <u>性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書</u></p> <p>1. 維持管理に関する内容 <u>廃止措置の段階に応じて性能維持施設に要求される機能を考慮した、性能維持施設が維持すべき性能及びその性能を維持すべき期間について以下に示す。</u></p> <p>(1) <u>建物及び構築物</u> <u>廃止措置では、放射性物質が管理されない状態で外部へ漏えいすることを防ぐ必要があるため、外部への「放射性物質漏えい防止機能」を有する設備を維持する。また、周辺公衆及び放射線業務従事者の受ける放射線を低減するため、「放射線遮蔽機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3"><u>放射性物質漏えい防止機能</u></td> <td>原子炉建物</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建物</td> </tr> <tr> <td>タービン建物</td> </tr> <tr> <td rowspan="4"><u>放射線遮蔽機能</u></td> <td>原子炉容器の外側の遮蔽壁</td> </tr> <tr> <td>ドライウエル外周の壁</td> </tr> <tr> <td>原子炉建物外壁</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建物</td> </tr> <tr> <td>タービン建物</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、廃止措置段階では原子炉の運転を行わないこと及び燃料落下事故時において非常用ガス処理系を用いなくても環境に与える影響は小さ</u></p>	機能	性能維持施設	<u>放射性物質漏えい防止機能</u>	原子炉建物	廃棄物処理建物	タービン建物	<u>放射線遮蔽機能</u>	原子炉容器の外側の遮蔽壁	ドライウエル外周の壁	原子炉建物外壁	廃棄物処理建物	タービン建物	<p>・記載の適正化</p>
機能	性能維持施設																											
<u>放射性物質漏えい防止機能</u>	原子炉建物																											
	廃棄物処理建物																											
	タービン建物																											
<u>放射線遮蔽機能</u>	原子炉容器の外側の遮蔽壁																											
	ドライウエル外周の壁																											
	原子炉建物外壁																											
	廃棄物処理建物																											
タービン建物																												
機能	性能維持施設																											
<u>放射性物質漏えい防止機能</u>	原子炉建物																											
	廃棄物処理建物																											
	タービン建物																											
<u>放射線遮蔽機能</u>	原子炉容器の外側の遮蔽壁																											
	ドライウエル外周の壁																											
	原子炉建物外壁																											
	廃棄物処理建物																											
タービン建物																												

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																
6-2	添付書類六 1. 維持管理に関する内容 (つづき)	<p>いと評価しているため、原子炉建物の機能のうち、事故時における非常用ガス処理系を用いた原子炉建物の気密性に係る機能の維持は不要である。</p> <p><u>「放射性物質漏えい防止機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 <p><u>「放射線遮蔽機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 <p>原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射性漏えい防止機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>原子炉容器の外側の遮蔽壁及びドライウェル外周の壁の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルが比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱設備</p> <p>廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="647 1486 1478 1780"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱機能</td> <td>燃料取替機（1号炉原子炉建物内）</td> </tr> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>原子炉建物天井クレーン（1号炉原子炉建物内）</td> </tr> <tr> <td>燃料落下防止機能</td> <td>輸送容器除染設備（除染区域）</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、炉心から全燃料が取り出され、再装荷しないことから、燃料取替機（1号炉原子炉建物内）の機能のうち、炉心内及び炉心と燃料</p>	機能	性能維持施設	燃料取扱機能	燃料取替機（1号炉原子炉建物内）	臨界防止機能	原子炉建物天井クレーン（1号炉原子炉建物内）	燃料落下防止機能	輸送容器除染設備（除染区域）	<p>いと評価しているため、原子炉建物の機能のうち、事故時における非常用ガス処理系を用いた原子炉建物の気密性に係る機能の維持は不要である。</p> <p><u>「放射性物質漏えい防止機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 外部へ放射性物質が漏えいするような有意な損傷がない状態であること。 <p><u>「放射線遮蔽機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線障害の防止に影響するような有意な損傷がない状態であること。 <p>原子炉建物、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射性漏えい防止機能」及びその性能は、それぞれの管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>原子炉容器の外側の遮蔽壁及びドライウェル外周の壁の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、放射能レベルの比較的高い炉心支持構造物等の解体が完了するまで維持する。また、原子炉建物外壁、廃棄物処理建物及びタービン建物の「放射線遮蔽機能」及びその性能は、線源となる設備の解体が完了するまで維持する。</p> <p>(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設</p> <p>a. 核燃料物質取扱設備</p> <p>廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出する際に取り扱う必要があることから、「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」及び「燃料落下防止機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1576 1486 2407 1780"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取扱機能</td> <td>燃料取替機（1号炉原子炉建物内）</td> </tr> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>原子炉建物天井クレーン（1号炉原子炉建物内）</td> </tr> <tr> <td>燃料落下防止機能</td> <td>輸送容器除染設備（除染区域）</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、炉心から全燃料が取り出され、再装荷しないことから、燃料取替機（1号炉原子炉建物内）の機能のうち、炉心内及び炉心と燃料</p>	機能	性能維持施設	燃料取扱機能	燃料取替機（1号炉原子炉建物内）	臨界防止機能	原子炉建物天井クレーン（1号炉原子炉建物内）	燃料落下防止機能	輸送容器除染設備（除染区域）	<p>・記載の適正化</p>
機能	性能維持施設																			
燃料取扱機能	燃料取替機（1号炉原子炉建物内）																			
臨界防止機能	原子炉建物天井クレーン（1号炉原子炉建物内）																			
燃料落下防止機能	輸送容器除染設備（除染区域）																			
機能	性能維持施設																			
燃料取扱機能	燃料取替機（1号炉原子炉建物内）																			
臨界防止機能	原子炉建物天井クレーン（1号炉原子炉建物内）																			
燃料落下防止機能	輸送容器除染設備（除染区域）																			

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由												
6-3	添付書類六 1. 維持管理に関する内容 (つづき)	<p><u>プールとの間での燃料取扱機能の維持は不要である。</u></p> <p><u>燃料取替機（1号炉原子炉建物内）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・新燃料及び使用済燃料を取り扱うことができ、取扱中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</u> <u>・新燃料又は使用済燃料を取扱中、動力源が喪失した場合においても、新燃料又は使用済燃料が保持される状態であること。</u> <p><u>原子炉建物天井クレーン（1号炉原子炉建物内）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・新燃料を取り扱うことができ、取扱中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</u> <u>・新燃料を取扱中、動力源が喪失した場合においても、新燃料が保持される状態であること。</u> <p><u>輸送容器除染設備（除染区域）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u> <p><u>核燃料物質取扱設備の「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及びその性能は、新燃料及び使用済燃料の1号炉からの搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>b. 核燃料物質貯蔵設備</u></p> <p><u>廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出するまで貯蔵する必要があることから、「臨界防止機能」、「放射線遮蔽機能」、「水位監視機能」、「漏えい監視機能」、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラックを含む）</td> </tr> <tr> <td>臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能</td> <td>燃料プール（貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を含む）</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	臨界防止機能	新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラックを含む）	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	燃料プール（貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を含む）	<p><u>プールとの間での燃料取扱機能の維持は不要である。</u></p> <p><u>燃料取替機（1号炉原子炉建物内）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・新燃料及び使用済燃料を取り扱うことができ、取扱中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</u> <u>・新燃料又は使用済燃料を取扱中、動力源が喪失した場合においても、新燃料又は使用済燃料が保持される状態であること。</u> <p><u>原子炉建物天井クレーン（1号炉原子炉建物内）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・新燃料を取り扱うことができ、取扱中に新燃料及び使用済燃料が破損しないよう正常に動作する状態であること。</u> <u>・新燃料を取扱中、動力源が喪失した場合においても、新燃料が保持される状態であること。</u> <p><u>輸送容器除染設備（除染区域）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・<u>使用済燃料</u>輸送容器の除染に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u> <p><u>核燃料物質取扱設備の「燃料取扱機能」、「臨界防止機能」、「燃料落下防止機能」及びその性能は、新燃料及び使用済燃料の1号炉からの搬出が完了するまで維持する。</u></p> <p><u>b. 核燃料物質貯蔵設備</u></p> <p><u>廃止措置では、新燃料及び使用済燃料を1号炉から搬出するまで貯蔵する必要があることから、「臨界防止機能」、「放射線遮蔽機能」、「水位監視機能」、「漏えい監視機能」、「冷却浄化機能」及び「燃料プール水補給機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨界防止機能</td> <td>新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラックを含む）</td> </tr> <tr> <td>臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能</td> <td>燃料プール（貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を含む）</td> </tr> </tbody> </table>	機能	性能維持施設	臨界防止機能	新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラックを含む）	臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	燃料プール（貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を含む）	<p>・記載の適正化</p>
機能	性能維持施設															
臨界防止機能	新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラックを含む）															
臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	燃料プール（貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を含む）															
機能	性能維持施設															
臨界防止機能	新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラックを含む）															
臨界防止機能 放射線遮蔽機能 水位監視機能 漏えい監視機能	燃料プール（貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を含む）															

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前		補正後			理由
6-4	添付書類六 1. 維持管理に関する内容 (つづき)	<p><u>冷却浄化機能</u> <u>燃料プール水補給機能</u></p>	<p>燃料プール冷却系</p>	<p><u>冷却浄化機能</u> <u>燃料プール水補給機能</u></p>	<p>燃料プール冷却系</p>	<p><u>ろ過脱塩装置</u> <u>ポンプ</u> <u>熱交換器</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 (新燃料貯蔵庫及び燃料プールの性能について、性能維持施設そのものに有意な損傷がない状態であることを明確化) ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化 ・記載の適正化
		<p><u>燃料プール水補給機能</u></p>	<p>復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む）</p>	<p><u>燃料プール水補給機能</u></p>	<p>復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む）</p>		
		<p>なお、廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料は発生しないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷却されており、設備故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、<u>冷却浄化機能の維持に必要な燃料プール冷却系の系統数は1系統（ろ過脱塩装置1台、ポンプ1台、熱交換器1基）である。</u></p>		<p>なお、廃止措置段階では燃料取替による新たな使用済燃料は発生しないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷却されており、設備故障時に復旧するまでの時間的余裕が十分あることから、<u>冷却浄化機能の維持に必要な燃料プール冷却系の系統数は1系統（ろ過脱塩装置1基、ポンプ1台、熱交換器1基）である。</u></p>			
		<p><u>新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラックを含む）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新燃料が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</u> 		<p><u>新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラックを含む）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</u> 			
		<p><u>燃料プール（貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を含む）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新燃料及び使用済燃料が臨界に達するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</u> ・<u>燃料プールの水位が計測でき、警報設定値において警報が発信できる状態であること。</u> ・<u>燃料プール水の漏えいを監視する設備が使用できる状態であること。</u> 		<p><u>燃料プール（貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を含む）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>新燃料及び使用済燃料の臨界防止に影響するような変形等の有意な損傷がない状態であること。</u> ・<u>燃料プールの水位が計測でき、警報設定値において警報が発信できる状態であること。</u> ・<u>燃料プール水の漏えいを監視する設備が使用できる状態であること。</u> 			
		<p><u>燃料プール冷却系の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>燃料プール水の冷却が可能な状態であること。</u> ・<u>使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること。</u> 		<p><u>燃料プール冷却系（ろ過脱塩装置、ポンプ、熱交換器）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>燃料プール水の冷却ができる状態であること。</u> ・<u>使用済燃料の被覆が著しく腐食するおそれがある場合に燃料プール水をろ過脱塩装置に通水できる状態であること。</u> 			
		<p><u>復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u> 		<p><u>復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む）の性能は以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。</u> 			
		<p><u>新燃料の貯蔵に必要な新燃料貯蔵庫の「臨界防止機能」及びその性能は、新燃料の1号炉からの搬出が完了するまで維持する。</u></p>		<p><u>新燃料貯蔵庫（新燃料貯蔵ラックを含む）の「臨界防止機能」及びその性能は、新燃料の1号炉からの搬出が完了するまで維持する。</u></p>			
		<p><u>また、使用済燃料の貯蔵に必要な使用済燃料貯蔵設備の「臨界防止機能」、「放射線遮蔽機能」、「水位監視機能」、「漏えい監視機能」、「冷</u></p>		<p><u>また、燃料プール（貯蔵ラック並びに燃料プール水位及び燃料プール水の漏えいを監視する設備を含む）の「臨界防止機能」、「放射線遮</u></p>			

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
6-5	添付書類六 1. 維持管理に関する内容 (つづき)	<p><u>却浄化機能</u>、「<u>燃料プール水補給機能</u>」及びその性能、<u>復水貯蔵タンク</u>の「<u>燃料プール水補給機能</u>」及びその性能は、使用済燃料の1号炉からの搬出が完了するまで維持する。</p> <p>なお、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界にならないと評価できることから、周辺公衆への影響は小さい。したがって、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故等対処設備</u>は不要である。使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については、追補1「添付書類六の1.（維持管理に関する内容）」にて補足する。</p> <p>(3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u> a. <u>気体廃棄物の廃棄設備</u> 廃止措置では、<u>放射性気体廃棄物を処理することから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td><u>排気筒</u> <u>タービン建物排気筒</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>排気筒及びタービン建物排気筒の性能は以下のとおり。</u> ・<u>放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u> <u>放射性気体廃棄物の廃棄のために必要な気体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及びその性能は、放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</u></p> <p>b. <u>液体廃棄物の廃棄設備</u> 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じ</p>	機能	性能維持施設	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>排気筒</u> <u>タービン建物排気筒</u>	<p><u>蔽機能</u>、「<u>水位監視機能</u>」、「<u>漏えい監視機能</u>」及びその性能並びに<u>燃料プール冷却系（ろ過脱塩装置、ポンプ、熱交換器）の「冷却浄化機能</u>」、「<u>燃料プール水補給機能</u>」及びその性能並びに<u>復水貯蔵タンク（補給水ラインを含む）の「燃料プール水補給機能</u>」及びその性能は、使用済燃料の1号炉からの搬出が完了するまで維持する。</p> <p>なお、使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）に貯蔵している間において、使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象を考慮しても、燃料被覆管温度の上昇による燃料の健全性に影響はなく、また、臨界にならないと評価できることから、周辺公衆への影響は小さい。したがって、使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し及び臨界を防止するための<u>重大事故等対処設備</u>は不要である。使用済燃料貯蔵設備（燃料プール）から冷却水が大量に漏えいする事象における燃料の評価については、追補1「添付書類六の1.（維持管理に関する内容）」にて補足する。</p> <p>(3) <u>放射性廃棄物の廃棄施設</u> a. <u>気体廃棄物の廃棄設備</u> 廃止措置では、<u>放射性気体廃棄物を処理することから、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td><u>排気筒</u> <u>タービン建物排気筒</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>排気筒及びタービン建物排気筒の性能は以下のとおり。</u> ・<u>放射性気体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。</u> 気体廃棄物の廃棄設備の「<u>放射性廃棄物処理機能</u>」及びその性能は、<u>放射性気体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</u></p> <p>b. <u>液体廃棄物の廃棄設備</u> 廃止措置期間中に発生する放射性液体廃棄物は、廃液の性状に応じ</p>	機能	性能維持施設	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>排気筒</u> <u>タービン建物排気筒</u>	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>
機能	性能維持施設											
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>排気筒</u> <u>タービン建物排気筒</u>											
機能	性能維持施設											
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	<u>排気筒</u> <u>タービン建物排気筒</u>											

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																				
6-6	添付書類六 1. 維持管理に関する内容 (つづき)	<p>た設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。このため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="647 489 1466 1314"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 489 834 552">機能</th> <th colspan="2" data-bbox="834 489 1466 552">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="647 552 834 793"></td> <td data-bbox="834 552 1101 793">機器ドレン系（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））</td> <td data-bbox="1101 552 1466 793"> <u>廃液コレクタ・タンク</u> <u>廃液サンプル・タンク</u> <u>廃液サージ・タンク</u> <u>フィルタ</u> <u>脱塩器</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 793 834 1077"><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td data-bbox="834 793 1101 1077">床ドレン・再生廃液系（1号及び2号炉共用）</td> <td data-bbox="1101 793 1466 1077"> <u>床ドレン・コレクタ・タンク</u> <u>廃液中和タンク</u> <u>床ドレン・サンプル・タンク</u> <u>濃縮器</u> <u>フィルタ</u> <u>脱塩器</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1077 834 1192"></td> <td data-bbox="834 1077 1101 1192">シャワ・ドレン系（1号及び2号炉共用）</td> <td data-bbox="1101 1077 1466 1192"> <u>シャワ・ドレン・タンク</u> <u>ろ過器</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1192 834 1255"></td> <td colspan="2" data-bbox="834 1192 1466 1255"><u>復水器冷却水放水口（1号及び2号炉共用）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="647 1255 834 1314"></td> <td colspan="2" data-bbox="834 1255 1466 1314"><u>サージタンク（補助サージ・タンク）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（濃縮器及び復水器冷却水放水口を除く）の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 <p>濃縮器の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性液体廃棄物を処理できる状態であること。 <p>復水器冷却水放水口（1号及び2号炉共用）の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること <p><u>放射性液体廃棄物の廃棄のために必要な液体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及びその性能は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</u></p>	機能	性能維持施設			機器ドレン系（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））	<u>廃液コレクタ・タンク</u> <u>廃液サンプル・タンク</u> <u>廃液サージ・タンク</u> <u>フィルタ</u> <u>脱塩器</u>	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	床ドレン・再生廃液系（1号及び2号炉共用）	<u>床ドレン・コレクタ・タンク</u> <u>廃液中和タンク</u> <u>床ドレン・サンプル・タンク</u> <u>濃縮器</u> <u>フィルタ</u> <u>脱塩器</u>		シャワ・ドレン系（1号及び2号炉共用）	<u>シャワ・ドレン・タンク</u> <u>ろ過器</u>		<u>復水器冷却水放水口（1号及び2号炉共用）</u>			<u>サージタンク（補助サージ・タンク）</u>		<p>た設備で処理し、放射性物質の濃度を低減して環境へ放出する。このため、「放射性廃棄物処理機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1576 489 2395 1314"> <thead> <tr> <th data-bbox="1576 489 1762 552">機能</th> <th colspan="2" data-bbox="1762 489 2395 552">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1576 552 1762 793"></td> <td data-bbox="1762 552 2030 793">機器ドレン系（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））</td> <td data-bbox="2030 552 2395 793"> <u>廃液コレクタ・タンク</u> <u>廃液サンプル・タンク</u> <u>廃液サージ・タンク</u> <u>フィルタ</u> <u>脱塩器</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 793 1762 1077"><u>放射性廃棄物処理機能</u></td> <td data-bbox="1762 793 2030 1077">床ドレン・再生廃液系（1号及び2号炉共用）</td> <td data-bbox="2030 793 2395 1077"> <u>床ドレン・コレクタ・タンク</u> <u>廃液中和タンク</u> <u>床ドレン・サンプル・タンク</u> <u>濃縮器</u> <u>フィルタ</u> <u>脱塩器</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 1077 1762 1192"></td> <td data-bbox="1762 1077 2030 1192">シャワ・ドレン系（1号及び2号炉共用）</td> <td data-bbox="2030 1077 2395 1192"> <u>シャワ・ドレン・タンク</u> <u>ろ過器</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 1192 1762 1255"></td> <td colspan="2" data-bbox="1762 1192 2395 1255"><u>復水器冷却水放水口（1号及び2号炉共用）</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 1255 1762 1314"></td> <td colspan="2" data-bbox="1762 1255 2395 1314"><u>サージタンク（補助サージ・タンク）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射性廃棄物処理機能」を有する性能維持施設（濃縮器及び復水器冷却水放水口を除く）の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 <p>濃縮器の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性液体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 <p>復水器冷却水放水口（1号及び2号炉共用）の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性液体廃棄物の放出に影響するような有意な損傷がない状態であること。 <p><u>液体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」及びその性能は、それぞれの放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</u></p>	機能	性能維持施設			機器ドレン系（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））	<u>廃液コレクタ・タンク</u> <u>廃液サンプル・タンク</u> <u>廃液サージ・タンク</u> <u>フィルタ</u> <u>脱塩器</u>	<u>放射性廃棄物処理機能</u>	床ドレン・再生廃液系（1号及び2号炉共用）	<u>床ドレン・コレクタ・タンク</u> <u>廃液中和タンク</u> <u>床ドレン・サンプル・タンク</u> <u>濃縮器</u> <u>フィルタ</u> <u>脱塩器</u>		シャワ・ドレン系（1号及び2号炉共用）	<u>シャワ・ドレン・タンク</u> <u>ろ過器</u>		<u>復水器冷却水放水口（1号及び2号炉共用）</u>			<u>サージタンク（補助サージ・タンク）</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 ・記載の適正化
機能	性能維持施設																																							
	機器ドレン系（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））	<u>廃液コレクタ・タンク</u> <u>廃液サンプル・タンク</u> <u>廃液サージ・タンク</u> <u>フィルタ</u> <u>脱塩器</u>																																						
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	床ドレン・再生廃液系（1号及び2号炉共用）	<u>床ドレン・コレクタ・タンク</u> <u>廃液中和タンク</u> <u>床ドレン・サンプル・タンク</u> <u>濃縮器</u> <u>フィルタ</u> <u>脱塩器</u>																																						
	シャワ・ドレン系（1号及び2号炉共用）	<u>シャワ・ドレン・タンク</u> <u>ろ過器</u>																																						
	<u>復水器冷却水放水口（1号及び2号炉共用）</u>																																							
	<u>サージタンク（補助サージ・タンク）</u>																																							
機能	性能維持施設																																							
	機器ドレン系（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））	<u>廃液コレクタ・タンク</u> <u>廃液サンプル・タンク</u> <u>廃液サージ・タンク</u> <u>フィルタ</u> <u>脱塩器</u>																																						
<u>放射性廃棄物処理機能</u>	床ドレン・再生廃液系（1号及び2号炉共用）	<u>床ドレン・コレクタ・タンク</u> <u>廃液中和タンク</u> <u>床ドレン・サンプル・タンク</u> <u>濃縮器</u> <u>フィルタ</u> <u>脱塩器</u>																																						
	シャワ・ドレン系（1号及び2号炉共用）	<u>シャワ・ドレン・タンク</u> <u>ろ過器</u>																																						
	<u>復水器冷却水放水口（1号及び2号炉共用）</u>																																							
	<u>サージタンク（補助サージ・タンク）</u>																																							

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																		
6-7	添付書類六 1. 維持管理に関する内容 (つづき)	<p><u>c. 固体廃棄物の廃棄設備</u></p> <p>廃止措置では、放射性固体廃棄物を処理・貯蔵することから、<u>放射性廃棄物処理・貯蔵機能を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> </tr> <tr> <td>フィルタ・スラッジ貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>フィルタ・スラッジ・サージ・タンク</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））</td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 <p>減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性固体廃棄物を処理できる状態であること。 <p>放射性固体廃棄物の廃棄のために必要な固体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」、「放射性廃棄物貯蔵機能」及びその性能は、それぞれの放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(4) 放射線管理施設</p> <p><u>a. 原子炉施設内外の放射線監視</u></p> <p>廃止措置では、原子炉施設内の放射線を管理するため、原子炉施設内の<u>放射線を監視する機能を有する設備を維持する。エリア・モニタについては、作業等で人が立ち入る代表的なエリア及び作業により放射線レベルが変動する可能性のあるエリアにあるものを維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</u></p> <p>なお、原子炉施設外の放射線監視の機能は、「b. 環境への放射性物</p>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物貯蔵機能	濃縮廃液貯蔵タンク	廃樹脂タンク	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ・サージ・タンク	放射性廃棄物処理機能	減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））	<p><u>c. 固体廃棄物の廃棄設備</u></p> <p>廃止措置では、放射性固体廃棄物を処理・貯蔵することから、「<u>放射性廃棄物処理機能</u>」又は「<u>放射性廃棄物貯蔵機能</u>」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射性廃棄物貯蔵機能</td> <td>濃縮廃液貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>廃樹脂タンク</td> </tr> <tr> <td>フィルタ・スラッジ貯蔵タンク</td> </tr> <tr> <td>フィルタ・スラッジ・サージ・タンク</td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物処理機能</td> <td>減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））</td> </tr> </tbody> </table> <p>「放射性廃棄物貯蔵機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内包する放射性物質が漏えいするようなき裂、変形等の有意な欠陥がない状態であること。 <p>減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性固体廃棄物を処理する能力を有する状態であること。 <p>固体廃棄物の廃棄設備の「放射性廃棄物処理機能」、「放射性廃棄物貯蔵機能」及びその性能は、それぞれの放射性固体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</p> <p>(4) 放射線管理施設</p> <p><u>a. 原子炉施設内外の放射線監視</u></p> <p>廃止措置では、原子炉施設内の放射線を管理するため、原子炉施設内の「<u>放射線監視機能</u>」を有する設備を維持する。エリア・モニタについては、作業等で人が立ち入る代表的なエリア及び作業により放射線レベルが変動する可能性のあるエリアにあるものを維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <p>なお、原子炉施設外の放射線監視機能は、「b. 環境への放射性物</p>	機能	性能維持施設	放射性廃棄物貯蔵機能	濃縮廃液貯蔵タンク	廃樹脂タンク	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク	フィルタ・スラッジ・サージ・タンク	放射性廃棄物処理機能	減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>
機能	性能維持施設																					
放射性廃棄物貯蔵機能	濃縮廃液貯蔵タンク																					
	廃樹脂タンク																					
	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク																					
	フィルタ・スラッジ・サージ・タンク																					
放射性廃棄物処理機能	減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））																					
機能	性能維持施設																					
放射性廃棄物貯蔵機能	濃縮廃液貯蔵タンク																					
	廃樹脂タンク																					
	フィルタ・スラッジ貯蔵タンク																					
	フィルタ・スラッジ・サージ・タンク																					
放射性廃棄物処理機能	減容機（1号炉建物内（1号及び2号炉共用））																					

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																						
6-8	添付書類六 1. 維持管理に関する内容 (つづき)	<p>物質の放出管理」に含まれる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>エリア・モニタ（核燃料物質貯蔵設備エリア、原子炉補機冷却系エリア、放射性廃棄物の廃棄設備エリア）</td> </tr> </tbody> </table> <p>エリア・モニタの性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。 <p>エリア・モニタの「放射線監視機能」及びその性能は、関連する設備の供用が終了するまで維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>廃止措置では、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出する。このため、「放射線監視機能」、「放出管理機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>排気筒モニタ（排気筒モニタ、タービン建物排気筒モニタ） 排水モニタ（廃棄物処理排水モニタ） 排水のサンプリング・モニタ（放水路水モニタ）</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>プロセス水モニタ（原子炉補機冷却系の熱交換器出口（海水側））</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、放射線監視機能の維持に必要なプロセス水モニタ（原子炉補機冷却系の熱交換器出口（海水側））の台数は、廃止措置段階では原子炉補機冷却系の台数と同じく1個である。</p> <p>「放射線監視機能」及び「放射線監視機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 	機能	性能維持施設	放射線監視機能	エリア・モニタ（核燃料物質貯蔵設備エリア、原子炉補機冷却系エリア、放射性廃棄物の廃棄設備エリア）	機能	性能維持施設	放射線監視機能 放出管理機能	排気筒モニタ（排気筒モニタ、タービン建物排気筒モニタ） 排水モニタ（廃棄物処理排水モニタ） 排水のサンプリング・モニタ（放水路水モニタ）	放射線監視機能	プロセス水モニタ（原子炉補機冷却系の熱交換器出口（海水側））	<p>質の放出管理」に含まれる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>エリア・モニタ（核燃料物質貯蔵設備エリア、原子炉補機冷却系エリア、放射性廃棄物の廃棄設備エリア）</td> </tr> </tbody> </table> <p>エリア・モニタ（核燃料物質貯蔵設備エリア、原子炉補機冷却系エリア、放射性廃棄物の廃棄設備エリア）の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 線量当量率を測定できる状態であること。 警報設定値において警報が発信する状態であること。 <p>エリア・モニタ（核燃料物質貯蔵設備エリア、原子炉補機冷却系エリア、放射性廃棄物の廃棄設備エリア）の「放射線監視機能」及びその性能は、関連する設備の供用が終了するまで維持する。</p> <p>b. 環境への放射性物質の放出管理</p> <p>廃止措置では、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物を環境へ放出する。このため、「放射線監視機能」、「放出管理機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">放射線監視機能 放出管理機能</td> <td>排気筒モニタ 排気筒モニタ タービン建物排気筒モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ 排水モニタ 廃棄物処理排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>排水のサンプリング・モニタ 排水のサンプリング・モニタ 放水路水モニタ</td> </tr> <tr> <td>放射線監視機能</td> <td>プロセス水モニタ（原子炉補機冷却系の熱交換器出口（海水側））</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、放射線監視機能の維持に必要なプロセス水モニタ（原子炉補機冷却系の熱交換器出口（海水側））の個数は、廃止措置段階では原子炉補機冷却系の台数と同じく1個である。</p> <p>「放射線監視機能」及び「放出管理機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性物質の濃度を測定できる状態であること。 	機能	性能維持施設	放射線監視機能	エリア・モニタ（核燃料物質貯蔵設備エリア、原子炉補機冷却系エリア、放射性廃棄物の廃棄設備エリア）	機能	性能維持施設	放射線監視機能 放出管理機能	排気筒モニタ 排気筒モニタ タービン建物排気筒モニタ	排水モニタ 排水モニタ 廃棄物処理排水モニタ	排水のサンプリング・モニタ 排水のサンプリング・モニタ 放水路水モニタ	放射線監視機能	プロセス水モニタ（原子炉補機冷却系の熱交換器出口（海水側））	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>
機能	性能維持施設																									
放射線監視機能	エリア・モニタ（核燃料物質貯蔵設備エリア、原子炉補機冷却系エリア、放射性廃棄物の廃棄設備エリア）																									
機能	性能維持施設																									
放射線監視機能 放出管理機能	排気筒モニタ（排気筒モニタ、タービン建物排気筒モニタ） 排水モニタ（廃棄物処理排水モニタ） 排水のサンプリング・モニタ（放水路水モニタ）																									
放射線監視機能	プロセス水モニタ（原子炉補機冷却系の熱交換器出口（海水側））																									
機能	性能維持施設																									
放射線監視機能	エリア・モニタ（核燃料物質貯蔵設備エリア、原子炉補機冷却系エリア、放射性廃棄物の廃棄設備エリア）																									
機能	性能維持施設																									
放射線監視機能 放出管理機能	排気筒モニタ 排気筒モニタ タービン建物排気筒モニタ																									
	排水モニタ 排水モニタ 廃棄物処理排水モニタ																									
	排水のサンプリング・モニタ 排水のサンプリング・モニタ 放水路水モニタ																									
放射線監視機能	プロセス水モニタ（原子炉補機冷却系の熱交換器出口（海水側））																									

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由															
6-9	添付書類六 1. 維持管理に関する内容 (つづき)	<p>・警報設定値において警報が発信する状態であること。</p> <p><u>排気筒モニタ、排水モニタ及び排水のサンプリング・モニタの「放射線監視機能」</u>、「放出管理機能」及びその性能は、<u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</u></p> <p>また、プロセス水モニタ（原子炉補機冷却系の熱交換器出口（海水側））の「放射線監視機能」及びその性能は、<u>関連する設備の供用が終了するまで維持する。</u></p> <p>(5) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備</p> <p>廃止措置では、核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業、施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性がある。このため「換気機能」を有する換気設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">換気機能</td> <td>原子炉建物常用換気系</td> </tr> <tr> <td>タービン建物換気系</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建物換気系</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じることにより、復旧するまでの時間的余裕を十分確保することができることから、換気機能の維持に必要な原子炉建物常用換気系、タービン建物換気系及び廃棄物処理建物換気系の台数はそれぞれ給気ファン1台、排気ファン1台、フィルタ2個である。</p>	機能	性能維持施設	換気機能	原子炉建物常用換気系	タービン建物換気系	廃棄物処理建物換気系	<p>・警報設定値において警報が発信する状態であること。</p> <p><u>排気筒モニタ（排気筒モニタ、タービン建物排気筒モニタ）、排水モニタ（廃棄物処理排水モニタ）及び排水のサンプリング・モニタ（放水路水モニタ）の「放射線監視機能」</u>、「放出管理機能」及びその性能は、<u>放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の処理が完了するまで維持する。</u></p> <p>また、プロセス水モニタ（原子炉補機冷却系の熱交換器出口（海水側））の「放射線監視機能」及びその性能は、<u>原子炉補機冷却系の供用が終了するまで維持する。</u></p> <p>(5) 解体中に必要なその他の施設</p> <p>a. 換気設備</p> <p>廃止措置では、核燃料物質の貯蔵管理及び搬出作業、施設内で発生する放射性廃棄物の処理、放射性粉じんの発生の可能性がある解体作業等において、空気浄化が必要となる可能性がある。このため「換気機能」を有する換気設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">換気機能</td> <td>原子炉建物常用換気系</td> <td>給気ファン 排気ファン フィルタ</td> </tr> <tr> <td>タービン建物換気系</td> <td>給気ファン 排気ファン フィルタ</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理建物換気系</td> <td>給気ファン 排気ファン フィルタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、廃止措置段階では設備故障時に立ち入りを制限する等の措置を講じることにより、復旧するまでの時間的余裕を十分確保することができることから、換気機能の維持に必要な原子炉建物常用換気系、タービン建物換気系及び廃棄物処理建物換気系の台数はそれぞれ給気ファン1台、排気ファン1台、フィルタ2個である。</p>	機能	性能維持施設	換気機能	原子炉建物常用換気系	給気ファン 排気ファン フィルタ	タービン建物換気系	給気ファン 排気ファン フィルタ	廃棄物処理建物換気系	給気ファン 排気ファン フィルタ	<p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p> <p>・記載の適正化</p>
機能	性能維持施設																		
換気機能	原子炉建物常用換気系																		
	タービン建物換気系																		
	廃棄物処理建物換気系																		
機能	性能維持施設																		
換気機能	原子炉建物常用換気系	給気ファン 排気ファン フィルタ																	
	タービン建物換気系	給気ファン 排気ファン フィルタ																	
	廃棄物処理建物換気系	給気ファン 排気ファン フィルタ																	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由								
6-10	添付書類六 1. 維持管理に関する内容 (つづき)	<p>「換気機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給気ファン及び排気ファンの運転に異常がない状態であること。 <p>換気設備の「換気機能」及びその性能は、各建物の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>b. 非常用電源設備</p> <p>使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は、使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、商用電源を喪失した際においても冷却を行う必要がある。このため、商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備の冷却のために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源供給機能</td> <td>ディーゼル発電機 蓄電池（所内用）</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、廃止措置段階では原子炉の運転を行わないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷えていることから、ディーゼル発電機の機能のうち、即時電源供給機能としての自動起動及び自動給電機能の維持は不要であり、また、廃止措置段階で機能を維持するために必要なディーゼル発電機の台数は1組である。</p> <p>ディーゼル発電機の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設（燃料プール冷却系ポンプ、原子炉補機冷却系ポンプ及び海水ポンプ）へ電源を供給できる状態であること。 <p>蓄電池（所内用）の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性能維持施設（ディーゼル発電機）へ電源を供給できる状態であること。 <p>商用電源喪失時に安全確保上必要な非常用電源設備の「電源供給機能」及びその性能は、使用済燃料の1号炉からの搬出が完了するまで維持する。</p> <p>c. その他の安全確保上必要な設備</p> <p>(a) 原子炉補機冷却系</p> <p>廃止措置の安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要である</p>	機能	性能維持施設	電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池（所内用）	<p>「換気機能」を有する性能維持施設の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線障害を防止するために必要な換気ができる状態であること。 <p>換気設備の「換気機能」及びその性能は、各建物の管理区域を解除するまで維持する。</p> <p>b. 非常用電源設備</p> <p>使用済燃料を使用済燃料貯蔵設備に貯蔵している間は、使用済燃料の冷却が必要であり、安全確保上、商用電源を喪失した際においても冷却を行う必要がある。このため、商用電源を喪失した際に使用済燃料貯蔵設備の冷却のために必要な「電源供給機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源供給機能</td> <td>ディーゼル発電機 蓄電池（所内用）</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、廃止措置段階では原子炉の運転を行わないこと及び貯蔵されている使用済燃料は十分冷えていることから、ディーゼル発電機の機能のうち、即時電源供給機能としての自動起動及び自動給電機能の維持は不要であり、また、廃止措置段階で機能を維持するために必要なディーゼル発電機の台数は1組である。</p> <p>ディーゼル発電機の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用交流高圧電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。 <p>蓄電池（所内用）の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直流電源母線に接続している性能維持施設へ電源を供給できる状態であること。 <p>非常用電源設備の「電源供給機能」及びその性能は、使用済燃料の1号炉からの搬出が完了するまで維持する。</p> <p>c. その他の安全確保上必要な設備</p> <p>(a) 原子炉補機冷却系</p> <p>廃止措置の安全確保上、使用済燃料を冷却することが必要である</p>	機能	性能維持施設	電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池（所内用）	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化 (換気系の性能について、フィルタを含めた換気系としての性能に見直し) ・記載の適正化 (ディーゼル発電機及び蓄電池（所内用）の性能について、供給先を限定した記載を見直し) ・記載の適正化
機能	性能維持施設											
電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池（所内用）											
機能	性能維持施設											
電源供給機能	ディーゼル発電機 蓄電池（所内用）											

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																				
6-11	添付書類六 1. 維持管理に関する内容 (つづき)	<p>ため、使用済燃料貯蔵設備の冷却に必要な「補機冷却機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th colspan="2">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補機冷却機能</td> <td>原子炉補機冷却系</td> <td>熱交換器 ポンプ 海水ポンプ</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、廃止措置段階では原子炉の運転を行わないことから、補機冷却機能の維持に必要な原子炉補機冷却系の系統数は1系統（熱交換器2胴、ポンプ2台、海水ポンプ2台）である。</p> <p>原子炉補機冷却系の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設（燃料プール冷却系）へ冷却水を供給できる<u>運転状態</u>であること。 <p>使用済燃料貯蔵設備の冷却に必要な「補機冷却機能」及びその性能は、使用済燃料の1号炉からの搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(b) 非常用照明</p> <p>商用電源の電源喪失時においても作業者が1号炉内から安全に避難できるよう「照明機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機能</td> <td>非常用照明</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用照明の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用照明が点灯できる状態であること。 <p>非常用照明の「照明機能」及びその性能は、各建物の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで維持する。</p> <p>(6) その他の安全対策</p> <p>その他の安全対策として以下の措置を講じる</p> <p>a. 管理区域は、放射線被ばく等の可能性の程度に応じてこれを適切に</p>	機能	性能維持施設		補機冷却機能	原子炉補機冷却系	熱交換器 ポンプ 海水ポンプ	機能	性能維持施設	照明機能	非常用照明	<p>ため、使用済燃料貯蔵設備の冷却に必要な「補機冷却機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th colspan="2">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補機冷却機能</td> <td>原子炉補機冷却系</td> <td>熱交換器 ポンプ 海水ポンプ</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、廃止措置段階では原子炉の運転を行わないことから、補機冷却機能の維持に必要な原子炉補機冷却系の系統数は1系統（熱交換器2胴、ポンプ2台、海水ポンプ2台）である。</p> <p>原子炉補機冷却系（熱交換器、ポンプ、海水ポンプ）の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 性能維持施設へ冷却水を供給できる<u>状態</u>であること。 <p>原子炉補機冷却系（熱交換器、ポンプ、海水ポンプ）の「補機冷却機能」及びその性能は、使用済燃料の1号炉からの搬出が完了するまで維持する。</p> <p>(b) 非常用照明</p> <p>商用電源を喪失した際においても作業者が1号炉内から安全に避難できるよう「照明機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>照明機能</td> <td>非常用照明</td> </tr> </tbody> </table> <p>非常用照明の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用照明が点灯できる状態であること。 <p>非常用照明の「照明機能」及びその性能は、各建物の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで維持する。</p> <p>(6) その他の安全対策</p> <p>その他の安全対策として以下の措置を講じる。</p> <p>a. 管理区域は、放射線被ばく等の可能性の程度に応じてこれを適切に</p>	機能	性能維持施設		補機冷却機能	原子炉補機冷却系	熱交換器 ポンプ 海水ポンプ	機能	性能維持施設	照明機能	非常用照明	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 記載の適正化 (原子炉補機冷却系の性能について、供給先を限定した記載を見直し) 記載の適正化 記載の適正化
機能	性能維持施設																							
補機冷却機能	原子炉補機冷却系	熱交換器 ポンプ 海水ポンプ																						
機能	性能維持施設																							
照明機能	非常用照明																							
機能	性能維持施設																							
補機冷却機能	原子炉補機冷却系	熱交換器 ポンプ 海水ポンプ																						
機能	性能維持施設																							
照明機能	非常用照明																							

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由														
6-12	添付書類六 1. 維持管理に関する内容 (つづき)	<p>区分し、保安のための措置を講じるとともに、放射線業務従事者の不必要な被ばくを防止するため、これらの区域に対する立入りを制限する措置を講じる。</p> <p>b. 周辺環境へ放出される放射性物質の管理が適切に行われていることを確認するため、廃止措置対象施設からの放出の管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを適確に行う。</p> <p>c. 核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する期間中、当該施設への第三者の不法な接近等を防止する措置を講じる。</p> <p>d. 廃止措置では、火気作業や可燃物を取り扱うことから「消火機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th colspan="2">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消火機能</td> <td rowspan="2">消火装置</td> <td>消火栓</td> </tr> <tr> <td>移動型消火器</td> </tr> </tbody> </table> <p>消火装置の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消火装置が使用できる状態であること。 <p>消火装置の「消火機能」及びその性能は、各建物の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで維持する。</p> <p>また、可燃性物質が保管される場所にあつては、火災が生じることのないよう適切な防護措置を講じる。</p>	機能	性能維持施設		消火機能	消火装置	消火栓	移動型消火器	<p>区分し、保安のための措置を講じるとともに、放射線業務従事者の不必要な被ばくを防止するため、これらの区域に対する立入りを制限する措置を講じる。</p> <p>b. 周辺環境へ放出される放射性物質の管理が適切に行われていることを確認するため、廃止措置対象施設からの放出の管理に係る放射線モニタリング及び周辺環境に対する放射線モニタリングを適確に行う。</p> <p>c. 核燃料物質が廃止措置対象施設に存在する期間中、当該施設への第三者の不法な接近等を防止する措置を講じる。</p> <p>d. 廃止措置では、火気作業や可燃物を取り扱うことから「消火機能」を有する設備を維持する。具体的な性能維持施設は以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th colspan="2">性能維持施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">消火機能</td> <td rowspan="2">消火装置</td> <td>消火栓</td> </tr> <tr> <td>移動型消火器</td> </tr> </tbody> </table> <p>消火装置（消火栓、移動型消火器）の性能は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消火装置が使用できる状態であること。 <p>消火装置（消火栓、移動型消火器）の「消火機能」及びその性能は、各建物の各エリアに設置されている設備の供用が終了するまで維持する。</p> <p>また、可燃性物質が保管される場所にあつては、火災が生じることのないよう適切な防護措置を講じる。</p> <p>(7) 検査・校正</p> <p>性能維持施設については、必要な期間中、必要な機能及び性能が維持できるよう、保安規定に施設管理計画を定め、適切な頻度で点検、検査及び校正を実施する。</p>	機能	性能維持施設		消火機能	消火装置	消火栓	移動型消火器	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 検査・校正に係る事項を追加
機能	性能維持施設																	
消火機能	消火装置	消火栓																
		移動型消火器																
機能	性能維持施設																	
消火機能	消火装置	消火栓																
		移動型消火器																

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。